



2026年4月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 新 日 本 科 学
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 永 田 良 一
(コード番号：2395 東証プライム)
問 合 せ 先 常 務 理 事 岩 田 俊 幸
I R 広 報 統 括 部 長
電 話 (TEL：03-5565-6216)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第53回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」に関する議案を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

コーポレートガバナンスの一層の強化・充実を図るとともに、将来の経営体制の柔軟化に資することを目的として、現行定款第15条及び第22条に変更を加え、株主総会・取締役会の招集権者及び議長に所要の変更を行うものです。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会にて定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u> 3 (新設) 4 (新設)	(招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役会長が欠員のとき又はあらかじめ取締役会長が指名したときは、取締役社長が行う。</u> 3 <u>取締役会長及び取締役社長がいずれも欠員のとき又は事故があるときは、取締役副社長がこれに代わる。</u> 4 <u>取締役副社長が欠員のとき又は事故があるときは、あらかじめ取締役会にて定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(第 16 条～第 21 条 条文省略)	(第 16 条～第 21 条 現行通り)
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>3 <u>(新設)</u></p> <p>4 <u>(新設)</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長が欠員のとき又はあらかじめ取締役会長が指名したときは、取締役社長が行う。</u></p> <p>3 <u>取締役会長及び取締役社長が欠員のとき又は事故があるときは、取締役副社長がこれに代わる。</u></p> <p>4 <u>取締役副社長が欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会にて定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>

以 上